

令和元年度答申第89号  
令和2年3月13日

諮問番号 令和元年度諮問第115号（令和2年3月4日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

## 理 由

- 1 本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のP（以下「父P」という。）は軍人として在職中に戦地で疾病にかかり、帰国後、その疾病が原因で死亡したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に規定する軍人軍属又は準軍属としての公務又は勤務に関連して死亡したものと認めることができないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、審査庁が審査請求の提起を受けて調査した資料や医学的所見によれば、父Pが戦地において消化器系の疾病に罹患したこと、当該疾病と父Pの死因との間に因果関係があることを確認することができ、父Pは軍人として公務上疾病にかかり、これにより死亡したものと認められるから、本

件却下処分は取り消すべきであるとして、当審査会に諮問をした。

そして、本件諮問に当たり、審査庁は、審査請求人は父Pに係る特別弔慰金の受給権を有するとの判断を示している（諮問説明書）。

- 2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、又は一定の処分をする権限を付与されていないものが、審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないことから、審査庁は、当審査会に諮問をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件却下処分は取り消すべきであるとするとともに、本件請求の全部を認容すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮問については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るという観点（同法1条1項参照）から、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。
- 3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公